

【パラセーリング用曳航船（ビークル）及び関連装備品リース契約に関する
入札説明書】

＜入札説明書＞

(内訳)

入札説明書

「パラセーリング用曳航船（ビークル）及び関連装備品リース契約に関する
入札説明書」

- ・ 入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- ・ 納入予定物品等確認申請書（別紙様式2）
- ・ 入札書（別紙様式3）
- ・ 委任状（別紙様式4）
- ・ 質問書（別紙様式5）
- ・ 応札物品承認申請書（別紙様式6）

別添

- ・ 入札仕様書
- ・ (参考図)パラセーリング用曳航船
- ・ 契約書（案）

※本説明書の記載内容の無断転載及び入札参加資格申請書の作成以外の
目的で使用することを禁止する。

佐賀県 政策部 MIGAKI 担当

入 札 説 明 書

この入札説明書は、パラセーリング用曳航船（ビークル）及び関連装備品リース契約に関する入札執行及び契約締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知の上、入札書等を提出されるようお願いいたします。

公告日 令和7年2月28日

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達名称及び数量 パラセーリング用曳航船（ビークル）及び関連装備品リース 1式
- (2) 契約の仕様 パラセーリング用曳航船（ビークル）及び関連装備品リース契約仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和11年3月31日まで(リース期間 令和8年2月1日から令和11年3月31日まで)
- (4) 納入期限 令和8年1月30日（金）
- (5) 納入場所 入札説明書のとおり
- (6) 入札方法

ア 入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に別に定める委任状を提出するものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。

エ 入札価格については、契約期間終了時の残価額を含まない総額とする。
また、残価設定率については5%とする。

2 入札参加資格

入札に参加する者の資格は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、アの部局に持参して提出すること。

ア 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所
佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当（新館2階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7194

電子メールアドレス soumujimu@pref.saga.lg.jp

イ 申請書の入手先

アの部局又は佐賀県ホームページ (<https://www.pref.saga.lg.jp/>)

- (2) (1)については、令和7年3月19日(水)午後5時までに申請書を提出し、競争入札参加資格の確認を受けること。

4 入札者に求められる義務

- (1) 応札しようとする物品については、令和7年3月27日(木)正午までに、上記仕様を満たしていることが分かるカタログや図面等を添付の上、5の(1)の部局あてに別に定める応札物品承認申請書を提出し承認を受けること(応札物品として承認を受けた物品は、令和7年4月3日(木)までに随時メーカー及び型番を佐賀県ホームページに掲載する。)

なお、応札物品承認申請書を提出した者以外においても承認を受けた物品で応札することは可能であり、既に佐賀県ホームページに掲載された物品を納入予定物品とする者は、応札物品承認申請書の提出を省略することができる。

- (2) 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、別に定める入札参加資格確認申請書及び別に定める納入予定物品等確認申請書に、会社概要書(パンフレット等)を添付の上、令和7年4月10日(木)午後5時までに、5の(1)の部局へ持参し、又は郵送すること(申請を郵送で行う場合には、申請書在中の封筒に「パラセーリング用曳航船(ビークル)及び関連装備品リース契約に関する入札参加資格等確認申請書在中」と朱書きして簡易書留で郵送すること。また、令和7年4月10日(木)午後5時までに必着のこと。)

提出された書類を審査の上、入札に参加する資格を有すると認められた者に限り、入札の対象者とする。

なお、納入予定物品等確認申請書に記載することができる物品は、事前に(1)の手続きを経て応札物品として承認を受けた物品に限る。

審査の結果は、令和7年4月17日(木)までに電話又は電子メールで通

知する（別途、文書でも通知する。）。

(3) 提出した関係書類について説明を求められた場合は、これに応じること。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

(4) 入札参加資格確認申請書を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した入札辞退届を書面で提出すること。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

佐賀県政策部 M I G A K I 担当（新館5階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7230

電子メールアドレス migaki@pref.saga.lg.jp

(2) 入札仕様書の交付方法

令和7年2月28日（金）から同年4月24日（木）まで、佐賀県ホームページに掲載するとともに、(1)の部局において随時交付する（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年4月24日（木）午前10時30分（入札を郵送で行う場合には、第1回目の入札の入札書在中の封筒に「パラセーリング用曳航船（ビークル）及び関連装備品リース契約に関する入札書在中 1回目」と朱書きして簡易書留で郵送すること。また、同月23日（水）午後5時までに

(1)の部局に必着のこと。)

イ 場所

佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館5階 政策部内会議室

なお、変更の場合は、入札参加者に対して別途連絡する。

(4) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(5) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に(1)の部局に確認すること。

(6) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第1項の規定に基づき、見積金額（取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額）の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

なお、現金の納付に代えて、規則第104条第1項に規定する担保を供することができる。ただし、規則第103条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部を免除し、又は一部を減額する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者
- イ 当該競争入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者
- オ 1人で2以上の入札をした者
- カ 代理人でその資格のないもの
- キ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者及び入札者の負担とする。

- ア 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約保証金

契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

なお、現金の納付に代えて、規則第116条第1項に規定する担保を供することができる。ただし、規則第115条第3項第1号又は第3号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額する。

(7) 落札者の決定方法

- ア 入札金額が入札書比較価格（税抜きの予定価格）以下で、最低の価格

をもって有効な入札を行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての者の同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

(8) 詳細は、入札説明書による。

(9) 公告の内容に質問がある場合は、別に定める質問書に質問内容を記載し、令和7年3月27日(木)正午までに5の(1)の電子メールアドレスへ送信すること。回答は同年4月3日(木)までに随時佐賀県ホームページに掲載する。

(10) 支払金額については、契約金額を以下の区分で均等割りにする。

ア 運搬及び設置料金並びに令和8年2月分から令和8年3月分までのリース料金

イ 令和8年4月分から令和9年3月分までのリース料金

ウ 令和9年4月分から令和10年3月分までのリース料金

エ 令和10年4月分から令和11年3月分までのリース料金

(11) 談合情報があつた場合は、談合の事実の有無に関わらず、その全てを公表することがある。

(12) 談合情報どおりの開札結果となつた場合は、談合の事実の有無に関わらず、契約を締結しないことがある。なお、この場合は、原則として改め

て公告し、入札を行うものとする。

- (13) この入札説明書に掲げる入札は、令和7年2月定例県議会において、当該契約の予算が成立しない場合は中止する。この場合は、佐賀県ホームページに掲載する。
- (14) この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。